令和６年度

**運営指導　自主点検表**

**（計画相談支援・障害児相談支援）**

**運営指導年月日　　　　　年　　月　　日（　　）**

|  |  |
| --- | --- |
| 法 人 名 |  |
| 事 業 所 名 |  |
| 事 業 所 住 所 |  |
| 事 業 所 番 号 |  |
| 管 理 者 氏 名 |  |
| 契　約　者　 | 　　　　年　　月　　日　現在　　　　　人 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事前資料記入者 |  |
| 立会（予定）者　　　　　職・氏名 |  |  |
|  |  |
|  |  |

安中市への提出年月日　　　　　年　　月　　日（実地指導年月日の1週間前まで）

※ 記載上の注意

 該当する事項の点検結果の□にチェックしてください。（プルダウンで選択）

* 指定障害児相談支援事業者は、表中の網掛け部分の文言を次のように置き換えて点検して

ください。なお、障害福祉サービス等と表記されている部分は、障害児通所支援事業を含み、

利用者等と表記されている部分は、保護者を含むものとします。

　指定特定相談支援事業　⇒　　指定障害児相談支援事業

　　　　　　計画相談支援　　　　　⇒　　障害児相談支援

　　　　　　サービス等利用計画　　⇒　　障害児支援利用計画

　　　　　　サービス利用支援　　　⇒　　障害児支援利用援助

　　　　　　利用者　　　　　　　　⇒　　障害児（及びその保護者）

　　　　　　計画相談支援対象障害者等　⇒　　障害児通所を利用する障害児

　　　　　　障害福祉サービス　　　⇒　　障害児通所支援

* 点検表内の根拠法令等（点検表内の略記）

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（法）

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平24厚令28）

・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平24厚令29）

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平24厚告125）

・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平24厚告126）

・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚令37）

・消防法

* ＊は標準確認項目

**第１　基本方針（平24厚令２８・２９第2条）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って事業を行っていますか。**＊** | □ | □ |  | 運営規程サービス等利用計画ケース記録 |
| ②利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して事業を行っていますか。**＊** | □ | □ |  |
| ③利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉・就労支援・教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行っていますか。**＊** | □ | □ |  |
| ④利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないように、公正中立に事業を行っていますか。**＊** | □ | □ |  |
| ⑤市町村や障害福祉サービス事業を行う者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。**＊** | □ | □ |  | 関係者と連携を図って必要な社会資源を活用して支援していることが分かる書類（ケース記録等） |
| ⑥利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域 の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び 意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めていますか。**＊** | □ | □ |  |  |
| ⑦自らその提供している指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っていますか。**＊** | □ | □ |  | 自己評価資料自己評価結果を改善に繋げていることが分かる記録 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点　検　事　項 | 点 検 結 果 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ⑧利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。**＊** | □ | □ |  | 運営規程研修計画、研修実績記録虐待防止関係書類体制の整備をしていることが分かる書類 |
| ⑨指定計画相談支援の提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との連携に努めていますか。**＊** | □ | □ |  | 適正な援助をしたことが分かる書類、福祉サービス等の提供者との連携したことが分かる書類 |

**第２　人員に関する基準（平24厚令２８・２９第3条）**

（１）従業者の員数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を置いていますか。ただし、業務に支障がない場合は、他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができます。※状況（直近月の1日現在）　　　　　　　　　　　単位：人

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 専従 | 兼務 | 兼務がある場合兼務先 |
| 相談支援専門員 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |

・相談支援専門員　　氏名（　　　　　　　　　　　　） 　氏名（　　　　　　　　　　　　） 　 氏名（　　　　　　　　　　　　） 　 氏名（　　　　　　　　　　　　）**＊** | □ | □ |  | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表研修修了書 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ②相談支援専門員の員数は、指定計画相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等の数及び指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者の数の合計数が３５又はその端数を増すごとに１となっていますか。※　計画相談支援対象障害者等の数及び障害児相談支援対象保護者の数は、前6月の平均値とする。（新規に指定を受ける場合は、適切な推定値とする。）**＊** | □ | □ |  | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表計画相談支援対象障害者等の数及び障害児相談支援対象保護者の数が分かる書類 |

（２）管理者（平24厚令２８・２９第4条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができます。**＊** | □ | □ |  | 管理者の雇用形態が分かる書類勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表 |
| ②管理者が他の職種等を兼務している場合、又は他の事業所、施設等の職務に従事している場合は、兼務形態は適切ですか。　同一事業所の職種名（　　　　　　　　　　　　　　）　他の事業所名・職種名（　　　　　　　　　　　　　）**＊** | □ | □ | □ |

（３）従たる事業所を設置する場合における特例（平24厚令２８・２９第4条の2）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合は、主たる事業所及び従たる事業所のうちそれぞれ１人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員を配置していますか。**＊** | □ | □ | □ | 事業所一覧各事業所の従事者名簿、相談支援専門員であることが分かる書類 |

**第３　運営に関する基準**

（１）内容及び手続きの説明及び同意（平24厚令２８・２９第5条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①利用申込者に対して、障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ていますか。* 重要事項の内容（ア運営規程の概要　イ従業者の勤務体制　ウ事故発生時の対応　エ苦情処理の体制等）

**＊** | □ | □ |  | 重要事項説明書利用契約書（利用者または家族の署名捺印） |
| ②利用者との間で契約が成立したときは、障害の特性に応じた適切な配慮をもって、契約書等を交付していますか。※　交付する書面に記載すべき内容（ア経営者の名称及び主たる事務所の所在地 イ指定計画相談支援の内容 ウ利用者が支払うべき額に関する事項 エ提供開始年月日 オ苦情受付窓口等）**＊** | □ | □ |  | 重要事項説明書利用契約書（利用者または家族の署名捺印）その他利用者に交付した書面 |

（２）契約内容の報告等(平24厚令２８・２９第6条)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①契約をしたときは、その旨を市に対し遅滞なく報告していますか。**＊** | □ | □ |  | 契約内容報告書 |
| ②サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市に遅滞なく提出していますか。**＊** | □ | □ |   | 市に提出したことが分かる書類（控え等） |

（３）提供拒否の禁止（平24厚令２８・２９ 第7条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。* 提供拒否したことがある場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 件数 | 件 | 理由 |  |

＊正当な理由ａ 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場　　合ｂ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合ｃ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しないものから利用申込があった場合ｄ その他利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難な場合 | □ | □ | □ | 適宜必要と認める資料（相談記録等） |

（４）サービス提供困難時の対応（平24厚令２８・２９ 第8条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。* 事例がある場合（　　　　　　　　　　　　　　　　）
 | □ | □ | □ | 適宜必要と認める資料（相談記録、連絡調整に関する記録等） |

（５）受給資格の確認（平24厚令２８・２９ 第9条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| 1. 指定計画相談支援の提供を求められた場合は、受給者証又は地域相談支援受給者証により、支給対象者であること、障害福祉サービスの支給決定又は地域相談支援給付決定（通所給付決定）の有無、有効期間、支給量又は給付量等を確認していますか。

**＊** | □ | □ |  | 受給者証の写し |

（６）申請に係る援助（平24厚令２８・２９ 第10条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| 1. 支給決定又は地域相談支援給付決定（通所給付決定）に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定又は地域相談支援給付決定（通所給付決定）の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定（通所給付決定）の申請について、必要な援助を行っていますか。
 | □ | □ |  | 適宜必要と認める資料（相談記録等） |

（７）身分を証する書類の携行（平24厚令２８・２９　第11条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | □ | □ |  | 適宜必要と認める資料（身分証等） |
| ②身分を証する書類には、事業所の名称、従業者の氏名が記載されているとともに、当該従業者の写真の添付や職能の記載がありますか。 | □ | □ |  |

（８）計画相談支援給付費の額等の受領（平24厚令２８・２９ 第12条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障害者等から当該指定計画相談支援につき法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平24厚告126））より算定した費用の額の支払いを受けていますか。**＊** | □ | □ | □ | 請求書領収書 |
| ②指定特定相談支援事業者は、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を計画相談支援対象障害者等から受けることができるが、支払を受けていますか。　　※　交通費単価（　　　　　　　　　円）**＊** | □ | □ | □ |
| ③指定特定相談支援事業者は、上記①及び②の支払を受けた場合は、計画相談支援対象障害者等に対し領収証を交付していますか。**＊** | □ | □ | □ | 領収書 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ④指定特定相談支援事業者は、上記②の交通費については、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対しその額について説明を行い、同意を得ていますか。**＊** | □ | □ | □ | 重要事項説明書 |

（９）利用者負担額に係る管理（平24厚令２８・２９ 第13条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①指定計画相談支援を提供している利用者が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき、利用者負担額合計額を算定していますか。 | □ | □ | □ | 適宜必要と認める資料（通知書等） |
| ②利用者負担額合計額を市に報告するとともに、利用者とサービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知していますか。 | □ | □ | □ |

（１０）計画相談支援給付費の額に係る通知等（平24厚令２８・２９ 第14条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①法定代理受領により指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者に計画相談支援給付金の額を通知していますか。通知方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）**＊** | □ | □ | □ | 通知の写し |
| ②法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。**＊** | □ | □ | □ | ｻｰﾋﾞｽ提供証明書の写し |

（１１）指定計画相談支援の具体的取扱方針（平24厚令２８・２９ 第15条第１項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させていますか。**＊** | □ | □ |  | サービス等利用計画相談支援専門員がサービス等利用計画を作成していることが分かる書類 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ② 指定計画相談支援の提供に当たっては 、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮していますか。**＊** | □ | □ |  | 適宜必要と認める資料 |
| ③指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っていますか。**＊** | □ | □ |  | 利用者又はその家族に説明を行った記録 |

（１２）サービス利用支援（障害児相談利用援助）の方針（平24厚令２８・２９　第15条第2項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めていますか。**＊** | □ | □ |  | サービス等利用計画書アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類（地域住民の自発的な活動によるサービス等を利用していることが分かる書類等） |
| ②サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしていますか。**＊** | □ | □ |  |
| ③サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、障害福祉サービス等に加えて、その他の福祉サービスや当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置づけるよう努めていますか。**＊** | □ | □ |  |
| ④サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。**＊** | □ | □ |  | 利用者又はその家族に情報提供した記録 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ⑤サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（アセスメント）を行っていますか。**＊** | □ | □ |  | サービス等利用計画アセスメントを実施した記録 |
| ⑥相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握していますか。**＊** | □ | □ |  | アセスメントを実施した記録面接記録 |
| ⑦アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。この場合において、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。**＊** | □ | □ |  | アセスメントを実施した記録面接記録 |
| ⑧アセスメントに基づき、解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、下記必要事項を記載したサービス等利用計画案を作成していますか。（利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項等）**＊** | □ | □ |  | サービス等利用計画書（案）アセスメントを実施した記録 |
| ⑨サービス等利用計画案に短期入所（法第5条第8項）を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分留意し、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要を認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしていますか。※　平成30年4月1日前に定められたサービス等利用計画については、本規定は適用しない。**＊** | □ | □ | □ | サービス等利用計画書 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ⑩サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第１９条第１項又は児童福祉法第２１条の５の５第１項に規定する介護給付費（障害児通所給付費）等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。**＊** | □ | □ |  | サービス等利用計画（利用者または家族の署名捺印） |
| ⑪サービス等利用計画案を作成した際には、利用者等に交付していますか。**＊** | □ | □ |  | 利用者に交付した記録サービス等利用計画（利用者または家族の署名捺印） |
| ⑫支給決定又は地域相談支援給付決定、通所給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために当該変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。テレビ電話装置等の活用可能。）の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うととともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。**＊** | □ | □ |  | サービス担当者会議記録サービス等利用計画アセスメント及びモニタリングに関する記録 |
| ⑬サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。**＊** | □ | □ |  | サービス担当者会議記録サービス等利用計画（利用者または家族の署名捺印） |
| ⑭サービス等利用計画を作成した際には、利用者等及び担当者に交付していますか。**＊** | □ | □ |  | 利用者に交付した記録サービス等利用計画（利用者または家族の署名捺印） |

（１３）継続サービス利用支援（継続障害児支援利用援助）の方針（平24厚令２８・２９ 第15条第3

項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| 1. サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定、通所給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定、通所給付決定に係る申請の勧奨を行っていますか。

**＊** | □ | □ |  | サービス等利用計画書アセスメント及びモニタリングに関する記録事業者等と連絡調整した記録地域相談支援給付決定に係る申請の勘定をした記録 |
| 1. モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間（法第5条23項に規定する厚生労働省令で定める期間又は児童福祉法第6条の2の2第9項に規定する内閣府令で定める期間）ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録していますか。

**＊** | □ | □ |  | アセスメント及びモニタリングに関する記録面接記録経過記録 |
| 1. 「（１２）サービス利用支援の方針」の①から⑨まで及び⑫から⑭までの規定は、①に規定するサービス等利用計画を変更について準用していますか。

**＊** | □ | □ |  |  |
| 1. 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者(児)支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者(児)支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。

**＊** | □ | □ | □ | 施設等への入所又は入院を希望した場合に紹介した書類及びその際のサービス提供記録 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| 1. 相談支援専門員は、指定障害(児)支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っていますか。

**＊** | □ | □ | □ | 施設等から退所又は退所を希望した場合に情報提供した書類及びその際のサービス提供記録 |
| 1. テレビ電話装置等を利用して利用者に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接をする場合は、次に掲げる要件をいずれも満たしていますか。

ａ　当該アセスメント又はモニタリングに係る利用者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官 及び厚生労働大臣が定める地域(平成二十一年厚生労働省告示第百七十六号)に定める地域に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離があること。ｂ　当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったこと。**＊** | □ | □ | □ | アセスメント及びモニタリングに関する記録 |

（１４）利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付（平24厚令２８・２９ 第16条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。 | □ | □ | □ | 適宜必要と認める資料 |

（１５）市町村への通知（平24厚令２８・２９ 第17条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①指定計画相談支援を受けている利用者等が、偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 | □ | □ | □ | 適宜必要と認める資料 |

（１６）管理者の責務（平24厚令２８・２９　第18条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①管理者は、相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | □ | □ |  | 適宜必要と認める資料 |
| ②管理者は、相談支援専門員その他従業者に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。* 規定=平24厚令第28･29号第2章
 | □ | □ |  |  |

（１７）運営規程（平24厚令２８・２９ 第19条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| 1. 指定特定相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めていますか。

ａ 事業の目的及び運営の方針ｂ 従業者の職種、員数及び職務の内容ｃ 営業日及び営業時間ｄ 指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額ｅ 通常の事業の実施地域ｆ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類ｇ 虐待の防止のための措置に関する事項ｈ その他運営に関する重要事項**＊** | □ | □ |  | 運営規程 |

（１８）勤務体制の確保等（平24厚令２８・２９　 第20条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①適切な指定計画相談支援を提供できるよう、事業所ごとに、以下の項目を満たす従業者（相談支援専門員・その他の従業者）の勤務表を作成していますか。①原則月ごと　②日々の勤務時間　③常勤・非常勤の別　④職務内容　⑤管理者との兼務関係等**＊** | □ | □ |  | 従業者の勤務表 |
| ②指定特定相談支援事業所ごとに，相談支援専門員によって指定計画相談支援の業務を担当させていますか。ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りではありません。**＊** | □ | □ |  | 勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類 |
| ③相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。* 実施状況（過去1年間）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施日 | 対象者 | 内　　　　　容 |
|  |  |  |
|  |  |  |

**＊** | □ | □ |  | 研修計画、研修実施記録 |
| ④適切な指定計画相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。（職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止に関する措置の義務付け）**＊** | □ | □ |  | 就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類 |

（１９）業務継続計画の策定等（平24厚令２８・２９　第20条の2）

※　令和６年４月１日から義務化

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 未実施 |
| ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。**＊** | □ | □ | □ | 業務継続計画 |
| ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。（年1回以上及び採用時）**＊** | □ | □ | □ | 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 |
| ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。**＊** | □ | □ | □ | 業務継続計画の見直しを検討したことがわかる書類 |

（２０）設備及び備品等（平24厚令２８・２９　第21条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①相談を行うために必要な広さの区画を有していますか。 | □ | □ |  | 平面図（実地確認） |
| ②指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 | □ | □ |  |

（２１）衛生管理等（平24厚令２８・２９　第22条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 未実施 |
| ①従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。**＊** | □ | □ |  | 衛生管理に関する書類 |
| ②指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。**＊** | □ | □ |  | 洗面所衛生用品の設置 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ③感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。（おおむね6月に1回以上開催）* 令和６年４月１日から義務化

**＊** | □ | □ | □ | 委員会議事録 |
| ④感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。* 令和６年４月１日から義務化

**＊** | □ | □ | □ | 感染所の予防及びまん延防止のための指針 |
| ⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。（研修は年１回以上及び採用時・訓練は年1回以上）* 令和６年４月１日から義務化

**＊** | □ | □ | □ | 研修・訓練記録 |

（２２）掲示（平24厚令２８・２９　第23条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。または、これらの事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させていますか。**＊** | □ | □ |  | 事業所の掲示物又は備え付け閲覧物 |
| ②　①の重要事項の公表に努めていますか。**＊** | □ | □ |  | 公表していることが分かる書類 |

（２３）秘密保持等（平24厚令２８・２９ 第24条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。**＊** | □ | □ |  | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 |
| ②従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。**＊** | □ | □ |  | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書、講じている措置（対応）の確認就業規則等 |
| ③サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ていますか。**＊** | □ | □ |  | 個人情報利用に係る同意書 |

（２４）広告（平24厚令２８・２９ 第25条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①広告をする場合においては、広告の内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていませんか。**＊** | □ | □ | □ | パンフレットホームページ等 |

（２５）障害者福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止（平24厚令２８・２９ 第26条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| ①管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、相談支援専門員に対して、特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。 | □指示等を行っていない | □指示等を行っている | 内容確認 |
| ②相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。 | □指示等を行っていない | □指示等を行っている |
| ③指定特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。 | □収受していない | □収受している |

（２６）苦情解決（平24厚令２８・２９ 第27条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①提供した指定計画相談支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。**＊** | □ | □ |  | 苦情受付簿重要事項説明書契約書事業所の掲示物 |
| ②苦情を受け付けた場合には、内容等を記録していますか。**＊** | □ | □ | □ | 苦情者への対応記録苦情対応マニュアル |
| ③法第10条第1項の規定により市が行う報告・文書その他の物件の提出・提示の命令・当該職員からの質問・指定特定相談支援事業所の設備・帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに市から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っていますか。**＊** | □ | □ | □ | 指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |
| ④法第11条第2項の規定により県知事が行う報告・指定相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出・提示の命令・当該職員からの質問に応じ、利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに県知事から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っていますか。**＊** | □ | □ | □ |
| ⑤法第51条の27第２項の規定により市が行う報告・帳簿書類その他の物件の提出・提示の命令・当該職員からの質問・指定特定相談支援事業所の設備・帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っていますか。**＊** | □ | □ | □ |
| ⑥知事、市又は市長から求めがあった場合には、前③④⑤までの改善の内容を県知事、市又は市長に報告していますか。**＊** | □ | □ | □ | 県等への報告書 |
| ⑦社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力していますか。**＊** | □ | □ | □ | 運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる書類 |

（２７）事故発生時の対応（平24厚令２８・２９　第28条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①事故が発生した場合には、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、再発を防ぐための対策を講じていますか。**＊** | □ | □ |  | 事故対応マニュアル都道府県、市町村、家族等への報告記録 |
| ②事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。**＊** | □ | □ | □ | 事故の対応記録ヒヤリハットの記録 |
| ③賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っていますか。* 損害賠償保険の加入の有無（　有 ・ 無　）
* 過去1年間の事故発生状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事故の概要 | 処　置 | 再発防止策 |
|  |  |  |

**＊** | □ | □ | □ | 再発防止の検討記録損害賠償保険書類等 |

（２８）虐待の防止（平24厚令２８・２９　第28条の２）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。**＊** | □ | □ |  | 委員会議事録 |
| ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。（年１回以上及び採用時）**＊** | □ | □ |  | 研修を実施したことが分かる書類 |
| ③前①及び②を適切に実施するための担当者を置いていますか。**＊** | □ | □ |  | 担当者を配置していることが分かる書類 |

（２９）会計の区分（平24厚令２８・２９　 第29条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。**＊** | □ | □ |  | 収支予算書・決算書等の会計書類 |

（３０）記録の整備（平24厚令２８・２９　 第30条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。**＊** | □ | □ |  | 職員名簿設備・備品台帳帳簿等の会計書類 |
| ②利用者等に対する、指定計画相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、サービス提供をした日から５年間保存していますか。ａ福祉サービス事業者等との連絡調整に関する記録 ｂ個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳・サービス等利用計画案及びサービス等利用計画・アセスメントの記録・サービス担当者会議等の記録・モニタリングの結果の記録ｃ市町村への通知に係る記録 ｄ苦情の内容等の記録 ｅ事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録**＊** | □ | □ |  | 関係記録の整備・保管状況 |

（３１）苦情解決（平24厚令２８・２９ 第31条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行う場合は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本 、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は5の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）であるか。 | □ | □ | □ | 電磁的記録簿冊 |
| ②交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）による場合は、相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | □ | □ | □ | 適宜必要と認める資料 |

**第４　変更の届出等（障害者総合支援法　第５１条の２５)（施行規則第３４条の６０）**

**（児童福祉法　第２４条の３２）（施行規則第２５の２６の７）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |  |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①下記に掲げる事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市に届け出ていますか。①事業所の名称及び所在地　②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名　③申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等　④事業所の平面図　⑤事業所の管理者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴　⑥運営規程　⑦当該申請に係る事業に係る計画相談支援給付費の請求に関する事項　⑧役員の氏名、生年月日及び住所 | □ | □ | □ | 市への届出書（控） |
| ②事業者は、当該指定計画相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市に届けていますか。 | □ | □ | □ | 廃止・休止届出書控え |

**第５　給付費の算定及び取扱い**

（１）基本事項（平24厚告125・126）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| 1. サービスを提供した際の費用の額は、平成24年厚生労働省告示第125号（126号）別表の単位数表により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号(128号)の1単位の単価を乗じて得た額を算定していますか。

（ただし、その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額となっていますか。）**＊** | □ | □ |  | 請求記録 |
| ②上記の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定していますか。**＊** | □ | □ |  |

（２）計画相談支援費（平24厚告125・126）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①サービス利用支援費指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に揚げる方法により、１月につき所定単位数を算定していますか。**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |
| ㋐機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）から（Ⅳ）平成27年厚生労働省告示第180号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所における計画相談支援対象障害者等の数を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。当該事業所の相談支援員については、１人につき相談支援専門員０．５人とみなして算定する。以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（取扱件数）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定していますか。ただし、機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）までのいずれかの機能強化型サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）までのその他の機能強化型サービス利用支援費は算定しません。　機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）　2,014単位/月　機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）　1,914単位/月機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）　1,822単位/月機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）　1,672単位/月**＊** | □ | □ | □ |
| ㋑サービス利用支援費（Ⅰ）指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定していますか。サービス利用支援費　1,572単位/月**＊** | □ | □ | □ |
| ㋒サービス利用支援費(Ⅱ)指定特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定していますか。サービス利用支援費　732単位/月**＊** | □ | □ | □ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| 1. 継続サービス利用支援費

指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、１月につき所定単位数を算定していますか。**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |
| ㋐機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）から（Ⅳ）平成27年厚生労働省告示第180号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の一に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定していますか。ただし、機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）までのいずれかの機能強化型継続サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）までのその他の機能強化型継続サービス利用支援費は算定しません。機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）　1,761単位/月機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）　1,661単位/月機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）　1,558単位/月機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）　1,408単位/月**＊** | □ | □ | □ |
| ㋑継続サービス利用支援費(Ⅰ)指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定していますか。　継続サービス利用支援費(Ⅰ)　1,308単位/月**＊** | □ | □ | □ |
| ㋒継続サービス利用支援費(Ⅱ)指定特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定していますか。　継続サービス利用支援費(Ⅱ)　606単位/月**＊** | □ | □ | □ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ③その他㋐ 指定特定相談支援事業者が、第３の（１１）の⑦（第３の (１２)の③において準用する場合を含む）、⑩、⑪若しくは⑫から⑭まで（第３（１２）の③において準用する場合を含む）又は第３の(１２)の②に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していませんか。**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |
| ㋑ 指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していませんか。**＊** | □ | □ | □ |
| ㋒ 指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費に係る所定単位数を算定していませんか。**＊** | □ | □ | □ |

（３）減算（平24厚告125・126）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ①居宅介護支援費重複減算（Ⅰ）　※計画相談支援のみ 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算していますか。ア 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)582単位イ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)582単位ウ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)582単位エ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)582単位オ サービス利用支援費(Ⅰ) 582単位カ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)633単位キ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)633単位ク 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)633単位ケ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)633単位コ 継続サービス利用支援費(Ⅰ)633単位**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ②居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）　※計画相談支援のみ相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって要介状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)として、次に掲げる区分に応じ、１月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算していますか。ア 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)894単位イ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)894単位ウ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)894単位エ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)894単位オ サービス利用支援費(Ⅰ) 894単位カ サービス利用支援費(Ⅱ) 54単位キ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)945単位ク 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)945単位ケ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)945単位コ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)945単位サ 継続サービス利用支援費(Ⅰ) 945単位シ 継続サービス利用支援費(Ⅱ) 243単位**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |
| ③介護予防費重複減算　※計画相談支援のみ 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費(継続サービス利用支援費（Ⅱ）を除く。)を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき20単位を所定単位数から減算していますか。**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |
| ④情報公表未報告減算　法第７６条の３第１項に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |
| ⑤業務継続計画未策定減算第３（１９）「業務継続計画の策定等」を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| ⑥虐待防止措置未実施減算第３（２８）「虐待の防止」を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |

（５）加算（平24厚告125・126）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| 1. 特別地域加算）

「厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣 が定める地域」に定める地域に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合（（２）の③の㋐及び㋑に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |
| 1. 地域生活支援拠点等機能強化加算）

「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」のニに適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)又は機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)を算定する場合に、所定単位数に500単位を加算していますか。**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |
| 1. 利用者負担上限額管理加算）

指定特定相談支援事業者が、第３（９）利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。　利用者負担上限額管理加算　150単位**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| 1. 初回加算）

㋐ 新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の平成27年厚生労働省告示180号「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の三に定める基準に適合する場合は、１月につき所定単位数を加算していますか。　初回加算　300単位（計画相談支援）　　　　　　500単位（障害児相談支援）**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |
| ㋑ 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案（法第５条第22項に規定するサービス等利用計画案をいう。）を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が３月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から３月を経過する日以後に、月に２回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合は、所定単位数に300単位に当該面接をした月の数（３を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算していますか。**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |
| 1. 主任相談支援専門員配置加算）

専ら指定計画相談支援の提供にあたる常勤の相談支援専門員を１名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(以下「主任相談支援専門員」という。)であるものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、１月につき所定単位数を加算していますか。主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）　300単位主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）　100単位**＊** | □ | □ | □ | 市町村に届け出た書類の控え請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| （⑥入院時情報連携加算）計画相談支援対象障害者等が入院するに当たり、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、心身の状況、生活環境等の必要な情報を提供した場合に、対象者１人につき１月に１回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しません。イ　入院時情報連携加算（Ⅰ）　300単位　　※医療機関を訪問して情報提供ありロ　入院時情報連携加算（Ⅱ）　150単位　　※医療機関の訪問以外の情報提供あり**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |
| （⑦退院・退所加算）病院等又は障害者支援施設等へ入院、入所等をしていた利用者が退院、退所し障害福祉サービス又は地域相談支援、障害児通所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用する場合において、退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、必要な情報提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該障害福祉サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、けた場合に入院、入所等の期間中につき３回を限度として所定単位数を加算していますか。（初回加算を算定する場合を除く。）退院・退所加算　300単位**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| （⑧居宅介護支援事業所等連携加算）※計画相談支援のみ指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の㋐から㋕までのいずれかに該当する場合に、１月にそれぞれ㋐から㋕までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの(㋐から㋕までに掲げる場合のそれぞれについて２回を限度とする。)を合算した単位数を加算していますか。また、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して６月以内において、次の㋐から㋕までのいずれかに該当する場合に、１月につきそれぞれ㋐から㋕までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算していますか。㋐　居宅介護支援又は予防介護支援（居宅介護等）の利用開始にあたり、居宅支援事業所に対し、心身の状況等の計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画の作成等に協力する場合　　　　　　　　　　　　　　　150単位㋑　計画相談支援対象障害者等が居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に2回以上、計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合。(月に１回以上居宅等の訪問 により面接を行う場合に限り、サービス利用 支援費（以下「サービス利用支援費等」という 。）を算定する月を除く。）)　　　　　　　　　300単位㋒　計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合。（サービス利用支援費等を算定する月を除く。）　 300単位㋓　計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受ける際、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供し、障害者就業・生活支援センター等の支援内容の検討に協力する場合。　　　　　　　150単位㋔　計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合。(月に１回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、サービス利用支援費等を算定する月を除く。)　　　　　　　　 300単位㋕　計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合(サービス利用支援費等を算定する月を除く。)　　　 300単位**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| （⑨医療・保育・教育機関等連携加算）　次の㋐から㋒までに該当する場合に、１月にそれぞれに掲げる単位数を加算していますか。㋐　第１の③の福祉サービス等（障害福祉サービス及び地域相談支援、障害児通所支援を除く。）を提供する機関の職員等と面談を行い、対象者に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合（計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を限度とし、初回加算を算定する場合及び退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから 情報の提供を受けている場合を除く。) 　一　指定サービス利用支援を行った場合　200単位　二　指定継続サービス利用支援を行った場合　300単位㋑　計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり 、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。）（ サービス利用支援費等を算定する場合に限る 。） 300単位 ㋒ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報を提供した場合（サービス利用支援費等を算定する場合に限る。） 150単位※㋒については、次の一又は二に掲げる福祉サービス提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を 限度とする。 一 病院等及び障害者日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第19 号）第57条第３項に規定する訪問看護ステーション等（以下「訪問看護ステーション等」という。）二 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| （⑩集中支援加算）　指定特定相談支援事業者が、つぎの㋐から㋔までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる単位数を加算していますか。ただし、㋐から㋒までについては、計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を限度とする。㋐　障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障害者等又は市町村等の求めに応じ、月に２回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合(月に１回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、サービス利用支援費等を算定する月を除く。)　　　　300単位㋑　サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合(サービス利用支援費等を算定する月を除く。)　　　　300単位㋒　福祉サービス等を提供する機関等（以下この㋒において「関係機関」という。）の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合(サービス利用支援費等、入院時情報連携加算（Ⅰ）又は退院・退所加算を算定する月を除く。)300単位㋓　計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合（1 月に3 回を限度とし、同一の病院等については 1 月に 1 回を限度とする。）（サービス利用支援費等を算定する月を除く。）300 単位㋔ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じ て、当該福祉サービス等提供機関に対して計 画相談支援対象障害者等に関する必要な情報 の提供を行った場合（サービス利用支援費等 を算定する月を除く。）150 単位※㋔については、次の一又は二に掲げる福祉サービス提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を 限度とする。 一 病院等及び訪問看護ステーション等二 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| （⑪サービス担当者会議実施加算）指定継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算していますか。ただし、医療・保育 ・教育機関等連携加算を算定する場合であって 、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は 会議を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けているときは、算定しない。　サービス担当者会議実施加算　100単位**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |
| （⑫サービス提供時モニタリング加算）サービス等利用計画を作成した、対象者が利用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問し（障害福祉サービス等の提供現場が特別地域に所在し、かつ、事業所との間に一定の距離がある場合にあっては当該障害福祉サービス等の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して）、障害福祉サービス等の提供状況等を確認、及び記録した場合に、対象者１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算していますか。　ただし、相談支援専門員１人当たりの対象者の数が３９を超える場合には、３９を超える数については算定しない。この場合において、相談支援員については、１人につき相談支援専門員の０．５人とみなして算定する。　サービス提供時モニタリング加算　100単位**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |
| （⑬行動障害支援体制加算）平成27年厚生労働省告示第180号｢厚生労働大臣が定める基準｣に適合しているものとして､市町村長に届け出た場合に､次に掲げる区分に応じ、１月につき所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。㋐ 行動障害支援体制加算(Ⅰ) 60 単位㋑　行動障害支援体制加算(Ⅱ) 30 単位**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| （⑭要医療児者支援体制加算）平成27年厚生労働省告示第180号｢こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準｣に適合しているものとして､市町村長に届け出た場合に､次に掲げる区分に応じ、１月につき所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。㋐ 要医療児者支援体制加算(Ⅰ) 60 単位㋑　要医療児者支援体制加算(Ⅱ) 30 単位**＊**　 | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |
| （⑮精神障害者支援体制加算）平成27年厚生労働省告示第180号｢こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準｣に適合しているものとして､市町村長に届け出た場合に､次に掲げる区分に応じ、１月につき所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。㋐ 精神障害者支援体制加算(Ⅰ) 60 単位㋑ 精神障害者支援体制加算(Ⅱ) 30 単位**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |
| （⑯高次脳機能障害者支援体制加算）平成27年厚生労働省告示第180号｢こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準｣に適合しているものとして､市町村長に届け出た場合に､次に掲げる区分に応じ、１月につき所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。㋐高次脳機能障害者支援体制加算(Ⅰ) 60 単位㋑高次脳機能障害者支援体制加算(Ⅱ) 30 単位**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| （⑰ピアサポート体制加算）下記の､平成27年厚生労働省告示第180号別表の15の注の｢厚生労働大臣が定める基準｣に適合しているものとして､市町村長に届け出た場合に､１月につき所定単位数を加算していますか。㋐ 地域生活支援事業として行われる障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修その他これに準ずる研修）を修了している常勤換算方法で0.5以上の相談支援専門員を配置していること。㋑ ㋐に規定する者を配置している旨を公表していること。　ピアサポート体制加算　100単位※ピアサポーターとは、同じ立場や視点から支援できる人のことをいる。**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |
| （⑱地域生活支援拠点等相談強化加算）下記の、平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」の八に定める基準に適合しているものとして、市町村長に届け出た事業所で、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（要支援者(児)）が指定短期入所を利用する場合に、指定短期入所事業者に対し、当該要支援者(児)に関する必要な情報の提供及び当該短期入所の利用に関する調整を行った場合に、当該要支援者１人につき１月に４回を限度として所定単位数を加算していますか（指定特定相談支援事業者においては、指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定地域定着支援の事業とを同一の事業所おいて一体的に運営している場合であって、地域定着支援サービス費を算定する場合を除く）。【基準要件】　運営規程において、地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針第２の３に規定する地域生活支援拠点等をいう。）であることを定めていること。　地域生活支援拠点等相談強化加算　700単位**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　事　項 | 点 検 結 果 | 確認書類等 |
| はい | いいえ | 該当なし |
| （⑲地域体制強化共同支援加算）下記の、平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」の八に定める基準に適合しているものとして、市町村長に届け出た事業所の相談員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、第１③の福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか３者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（障害者総合支援法第８９条の３第１項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算していますか。【基準要件】運営規程において、地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針第２の３に規定する地域生活支援拠点等をいう。）であることを定めていること。　地域体制強化共同支援加算　2,000単位**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |
| （⑳遠隔地訪問加算）計画相談支援対象障害者等の居宅等、病院等、 障害者支援施設等、刑事施設等、宿泊施設等又は 福祉サービス等提供機関（特別地域に所在し、かつ指定特定相談支援事業所との間に一定の距離 があるものに限る。）を訪問して、初回加算 （（２）に該当する場合に限る。）、入院時情報連携加算（（Ⅰ）を算定する場合 に限る。）、退院・退所加算、居宅介護 支援事業所等連携加算（②、⑤に限る。）、医療・保育・教育機関等連携加算（①、②に限る。）又は、集中支援加算（①、④に限る。） を算定する場合に、これらの加算の算定回数に 所定単位数を乗じて得た単位数を加算しているか。ただし、初回加算については、4 の（２） に規定する面接を実施した月の数に所定単位数 を乗じて得た単位数を加算しているか**＊** | □ | □ | □ | 請求記録体制等状況一覧表一覧表当該加算の届出書等 |